

# 短期大学基準協会の 評価基準の考え方と変更ポイント

原田博史 短期大学基準協会第三者評価委員会委員長

## 第2サイクルの成果と課題

短期大学基準協会には私立短期大学の91.7% (299校) が会員として所属しており、当協会の第三者評価(認証評価)による適格認定を受けて教育の質保証を図っている。

第2サイクルの短期大学評価基準は、中央教育審議会の「学士課程教育の構築に向けて(答申)」(平成20年12月)で示された、学生の学習成果、三つの方針、PDCAサイクル等を評価基準に取り入れ、教育の質保証においては学習成果を焦点にした査定(アセスメント)を向上・充実の手法に加え、「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果」「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」「基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス」の4基準と「教養教育」「職業教育」「地域貢献」の選択的評価を設け、自らの経営分析による経営の健全化を図るとともに、各短期大学の建学の精神に基づいた特色ある教育について、より一層の向上・充実を図る自己点検・評価を求めた(図表1)。

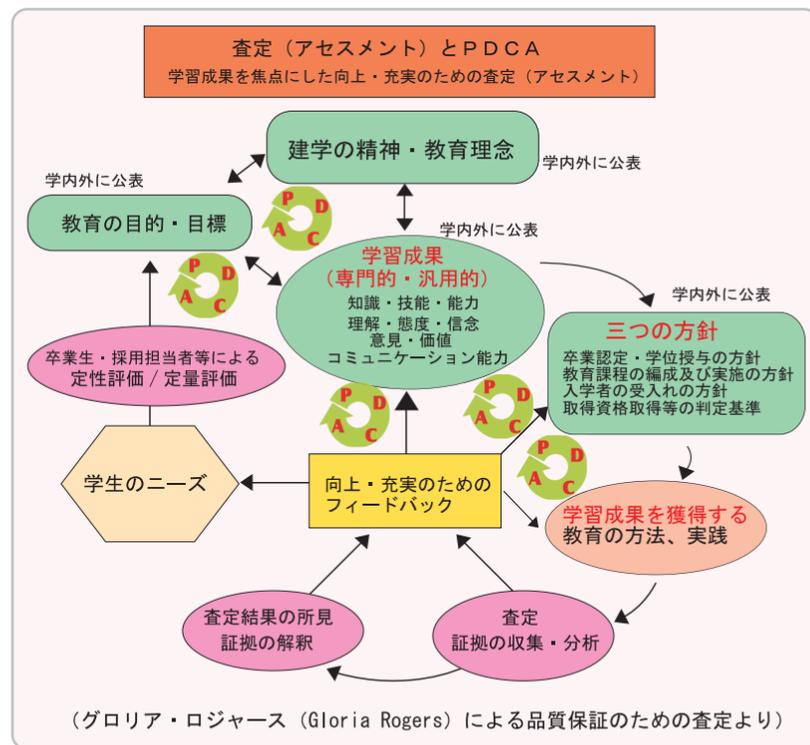
当協会の認証評価の仕組みは、米国西部地区学校・大学基準協会(WASC)二年制高等教育機関認定委員会(ACCJC)のアクレディテーションの手法を取り入れており、第2サイクルからはACCJCと連携協定を締結し、当協会の適格認定の国際通用性を担保している。WASCは、米国の高等教育認定協議会(CHEA)の認定を通して全米6地区にあるその他の大学基準協会と連携しており、CHEA自身も組織している国際的質保証グループ(CIQG)によって、世界中の認定機関や品質保証組織と連携し米国の高等教育の国際通用性を維持している。したがって、当協会の認証評価はグローバル・スタンダードに則るものである。

第2サイクルは平成23年度から開始したが、4基準による評価は平成24年度からの開始となった。実施状況は図表2の通りである。

学生の学習成果が、「学習者が一定の学習期間を終えた時に“どのような知識や理解に至り、何ができるようになっているか”を明らかにしたもの」として会員校に共通認識されるには時間を要したが、第2サイクルの最終年を迎えた今、漸く浸透してきた。しかしながら、そのエビデンスの測定には私学の特色でもある建学の精神がもたらす教育の目標と人材の育成と同様に多様であり、定着を見ることはできなかった。

三つの方針は、学習成果を焦点とした査定(アセスメント)の理解・認識とともに、平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会の策定及び運用に関するガイドラ

図表1 教育の質保証のためのPDCA



図表2 第2サイクルの評価校数等

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
会員短期大学数	323	316	310	301	299
評価校数	33	42	57	47	64
適格	31	41	56	44	61
条件付き適格	2		1	3	3
保留		1			
評価員数	143	186	241	203	255

(注) 第1サイクルの再評価を除く

イン及び学校教育法施行規則の改正を見るまでもなく、会員校には浸透している。当協会にて認証評価を受ける際の自己点検・評価報告書は、その作成マニュアルを通して査定(アセスメント)と改善を行うPDCAサイクルに基づいて記述できるようにしてあるので、マニュアルに従って自己点検・評価報告書を作成すれば、評価校の教育の質保証が図れるようになっている。ただ残念なことに、自己点検・評価報告書の作成が不十分で再提出を求める評価校があったことは課題である。

## 第3サイクルに向けての考え方や方向性と具体的な変更のポイント

ACCJCの基準とその評価水準を維持し国際通用性の確保を第一に据え、一層の真摯な自己点検・評価を行うため、公共性の確保、学習成果の可視化、単位の実質化、CAP制、地域社会との連携について整備するとともに、平成28年3月18日中央教育審議会大学分科会「認証評価制度の充実に向けて」(審議まとめ)を受けて、学習成果を焦点にした査定(アセスメント)による向上・充実を日常的に図るという内部質保証の仕組みを、重点評価項目として設定した。また、三つの方針について、「学習成果」を獲得させるために一貫性・整合性があるものとして策定され、具体化されているかについての評価も取り入れた。さらに、自己点検・評価の過程において高等学校等の関係者の意見を取り入れているかについての評価も行うようにした。また、第2サイクルにおける選択的評価(「教養教育」「職業教育」「地域貢献」)は、全ての短期大学において積極的に取り組む事項であることから、4基準の中に取り入れた。平成29年4月から施行となっている短期大学設置基準の改正に伴うSD研修の義務化については、第2サイクルにおいて取り入れている。

評価判定については、「適格」「不適格」の判定が4基準によることを明確にした。特に「適格」の判定において、4基準を満たしているが一部に問題が認められた場合は、「改善意見」を付し、その対応を求め、フォローアップを行うことにし

た。「保留」の判定の場合、「再評価」を受けることになるが、その判定は「適格」「不適格」のいずれかとし、再度「保留」とする判定はしない。「評価の中断」及び「評価の中止」の措置は廃止し、「保留」の判定で扱うこととした。

## 各短期大学に求められること

短期大学は、二年制または三年制の大学で、公立17校、私立326校と総数の95.0%が私立であり、大都市以外の地方中小都市(人口30万人未満の都市での立地が多い)にも幅広く設置されている。特に学生の89.2%が女子であり、1950年の発足から女性の高等教育と社会進出に大きく寄与してきた。教育課程の編成は、職業に関係する免許や資格を取得した人材養成を目的とした「教養と専門」の教育をコアとする学習成果を獲得させるものが多く、卒業後の進路は6割以上の学生が国家資格・免許を有する専門職者(幼稚園教諭・小学校教諭・司書・保育士・栄養士等)となる。四年制の大学と比較して、少人数教育・担任制度等によりきめ細かい学生支援を行っていることも特徴であり、エンロールメントでは、自県内入学率が67.8%と四年制大学と比べて地域に根ざしており、特に地方においては自県内入学率が一層高い傾向である。また、自県内就職率も72.2%と高い。

このように短期大学は、地方の、特に女子の高等教育の振興に努め、地方発展の人材育成を担っており、今後も地方創生のための多様な教育展開と教育の質保証が求められる。

## 今後の課題等

平成31年度から学校教育法第1条の大学に、「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」が、専門職大学・専門職短期大学として制度化されることになる。これまでの高等教育が大きく変容する過程にあることは間違いなく、21世紀の知識基盤社会に求められる高等教育と、経済・産業界と連携させる高等教育を両立させようとする仕組みである。専門職短期大学の設置基準は現時点では明らかではないが、卒業した者に対して短期大学士相当の学位が授与されるのであるから、当協会における認証評価に込められる高等教育機関になることは間違いなく、専門職短期大学が「短期大学」である以上、当協会の評価の対象となり得るので、その動向に注視したい。